

メンテにゅ〜す

発行：国土交通省近畿道路メンテナンスセンター、R3.5版

～ “メンテにゅ〜す” って何？～

突然ですが、「メンテナンス」と聞いて、皆さん何を思い浮かべますか？

エレベーターやエスカレーター、駅の改札、スーパーの建物・・・、身の回りには沢山の施設・設備がありますが、「誰か」が「色々な方法」でメンテナンスをしています。

英語で“Maintenance”と検索すると、「維持」「持続」「保守」「保全」がHitしますが、大きく壊れてから補修を行うと、沢山の費用や長い時間が必要になります。

大きな物になるほど簡単に交換することができない、誰かが使っているため無くなると生活に支障が出る物は、世の中には沢山あります。



道路もその1つです。

その為に定期的に点検を実施して、皆さんが生活するうえで不可欠な道路を永く使う事を目的とし、管理者はメンテナンスを実施しています。

国土交通省近畿道路メンテナンスセンターでは、「メンテにゅ〜す」を通じて普段何気なく見ている道路の点検などを少し‘掘り下げて’皆さんに「道路のメンテナンス」を身近に感じていただきたいと思っています。

○橋梁の点検について

道路施設の大きな構造物の1つに橋梁があります。メンテナンスの一環として定期的に点検を行い、損傷状況を把握しています。点検結果は、管理や補修の方針を決める基礎資料となります。

●過去の経緯と点検の頻度

橋梁定期点検は、昭和41年度を初年度として、長さ15m以上の橋梁を対象に、10年に1回、毎年50～100橋程度を点検していました。

平成16年度からは『橋梁定期点検要領(案)』に基づいて、平成26年度からは、道路法および道路法施行規則の改正に伴い、『橋梁定期点検要領』に基づいて、長さ2m以上の橋梁を対象に、新たに建設した橋は供用後2年以内、以降は5年以内に1回を原則として、目視できる所まで近接して点検を行っています。これを「定期点検」といいます。

●健全性は4段階評価

点検の結果を基に、総合的な評価として橋ごとに、「健全性」を診断します。この結果を参考に、維持管理の方針を決定します。

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

目安として、I判定・・・当面補修の必要はありません。

II判定・・・損傷が大きくなる前に補修しましょう。

III判定・・・次の定期点検（5年後）までに補修しましょう。

IV判定・・・すぐに補修を行うか、通行止めを行う。

と、なります。

○点検の方法は？

定期点検は、原則、近接して損傷状況を目視するため、事前に現地を下見し、点検方法（橋梁点検車、リフト車、梯子、ボート、工事足場など）を選択して行います。

【ぶら下がりながら点検】



【橋梁点検車による点検状況】



簡単に近接する事ができない箇所もあり、ロープにぶら下がりながら点検を行う場合もあります。最近では、ドローンなどの新技術を使った方法も積極的に取り入れています。

●どのくらいの数(point)を点検しているの？

国土交通省近畿地方整備局が管理する橋梁は約5,200橋あり、年間1,000橋程度の点検を行っています。近畿道路メンテナンスセンターでは、約5,200橋全ての点検業務を担当しており、点検結果は各々の管理事務所に周知しています。

～終わり～